



沖縄市議会だより



Okinawa city assembly news 2015

平成 27 年 12 月定例会

第48号

平成28年2月18日



平成 27 年第 379 回 12 月定例会が、12 月 3 日から 12 月 21 日までの 19 日間の会期日程で開かれました。12 月定例会は、平成 27 年度沖縄市一般会計補正予算（第 3 号）を含め、28 件の議案等が審議されました。

平成27年 12月 第379回 沖縄市議会定例会

月日	日程	内容
12/3	木 議案説明	議案の提案、説明
12/4	金 議案研究	議案の研究
12/7	月 議案審議	議案への質疑（委員会付託及び付託省略）、討論、採決
12/9 12/10	水木 常任委員会	総務、教育福祉、市民経済、建設委員会における付託案件の審査及び所管事務の調査

12/11	金 特別委員会	基地に関する調査特別委員会
12/15	火 委員長報告 一般質問	各委員会における審査報告及び採決市の行政事務についての質問
12/16 12/17 12/18 12/21	水木金月 一般質問	市の行政事務についての質問

議会傍聴の御案内

沖縄市議会では、市民の皆様の生活に密着した重要な問題や課題が審議されています。本会議場で行われる議案審議や一般質問等については、傍聴が原則可能です。市政を身近に知るために議会を傍聴してみませんか。

沖縄市議会だより

一般質問につきましては、紙面の都合上、主な内容を要約して掲載しております。なお、詳しい内容は会議録を市立図書館、自治会事務所でごらんになるか、議会ホームページで会議録検索システムをごらんください。

一般質問



島袋 邦男 議員

ふるさと納税制度について伺う

- ①過去五年間の件数と寄附受領額。
- ②寄附された方への返礼品。
- ③課題と効果。
- ④今後の方針と、記者会見での市長コメント。
- ⑤行き過ぎた返礼はしないようにという通知が沖縄市にもあったか。

○企画部長

①本市における過去五年間のふるさと納税寄附につきましては、平成二十二年四件、四十五万三千円。平成二十三年四件、十二万二千円。平成二十四年三件、二十五万五千円。平成二十五年九件、百十三万八千円。平成二十六年十三件、七十三万三千百十円となっております。②平成二十七年十一月以前は、ふるさと沖縄市応援寄附金取扱要綱に基づき、五千円以上の寄附者に対し、消耗品費の範囲内で寄附金額の一分を目安に知花花織のコースターやエイサー関連グッズ等の市内特産品を記念品として担当各課から進呈させていただきました。③課題としては、寄附者の利便性向上と市内特産品のPR方法であると考えています。その対策として十二月より、ふるさと沖縄市応援寄附金事業の取り組みを拡充しています。内容と

しては、インターネットを活用し、寄附の申し出から支払いまでをワンストップ化することで利便性の向上を図るとともに、市内特産品の積極的な情報発信により、地域の活性化が図られるものと考えています。

④十二月九日以降については、寄附者による返礼品の希望があった場合、一万円以上の寄附者に対し、寄附金額の三割以内で市内特産品を進呈させていただくことになりました。返礼品としましては、豚肉や泡盛、そばなど、十七品目の中から寄附者が希望する品を送付することにしていきます。

今後は随時、返礼品の拡充を図り、沖縄市特産品の全国的なPRを行うなど、商品のブランド化や販路拡大、商品開発などシティープロモーションを推進してまいります。

また、市長からのコメントとしましては、「本市のPRという点について、地域活性化に大いに寄与できるものと考えております」、「観光と振興というものにマッチングさせて、エイサーイベント等、沖縄市というまちのPRになる貴重な機会として捉えている」、「市内の方々が寄附を行うことで、納税の意識や市民自身のまちである沖縄市を誇りに思っていただけなきっかけにもなり得るものだ」ということを記者会見で述べたところです。

⑤平成二十七年四月一日に総務大臣から「返礼品については換金性の高いプリペイドカードや、寄附額に対して割合の高い返礼品を送付する行為を行わないように」という通知がありました。本市においても、ふるさと納税制度の趣旨に沿った取り組みをするため、還元率が高い返礼品などの取り扱いには現在、予定していません。



森山 政和 議員

中城湾港の活用について

中城湾港新港地区へ、スタークルーズ社の

「スーパースター・リブラ(約四万二千三百トン)」が来年四月から十月末までに十一回就航することになった。乗客約千四百人の受け入れ体制を早急に整えることが急務と考えるが、以下について伺う。

- ①本市の魅力PRする体制づくり。
- ②誘客のためのバスやタクシー等、交通アクセスの整備・充実について。
- ③通訳ガイドの養成について。
- ④クルーズ船一人当たりの平均消費額は十三万八千円で、購入品目は化粧品、衣料品、食料・飲料品という爆買い順である。ビジネスチャンスを生かし、経済効果を高めるための体制づくりについて。

○経済文化部長

①中城湾港へのクルーズ船の誘致及び受け入れ体制につきましては、関係機関と連携し、検討作業を進めているところです。来訪される観光客の方々に喜んでもらえるような観光ルートの提供や歓迎セレモニーについて調査研究を進めており、クルーズ船の再訪意欲が高まるような取り組みを検討しているところです。

②観光バスやタクシー等の手配につきましては、旅行会社やバス会社、沖縄県ハイヤー・タクシー協会などと連携し、クルーズ船運航予定等の情報共有を図りながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

③通訳ガイドの養成につきましては、国家試験で狭き門となっていることから、沖縄県では急増する外国人観光客に対応するため、平成二十五年より認定要件を緩和した沖縄特別通訳案内士制度を導入し、沖縄特別通訳案内士の育成に取り組んでいるところです。現状での通訳案内士の対応としましては、ツアーオペレーターが必要な人数の通訳案内士などを手配し、オプショナルツアーへの対応を行っています。そのほか、資格を必要としない港での観光案内やバス、タクシーへの案内等については、通訳ボランティアの方々に協力していただくなど、関係団体と連携して対応していきたいと考えています。

④クルーズ船の誘致や受け入れについては、観光客に満足していただけるよう、関係機関と連携した体制づくりを進めているところであります。本市としましては、市内観光施設、飲食施設、それからエイサー等の地域芸能を観光できる施設などを効果的に網羅した魅力のある観光メニューを構築し、オプショナルツアーとしての商品化に取り組むとともに、港湾内に簡易観光案内所、それから物産販売所等、本市の魅力ある観光資源を効果的に観光客にPRできるように取り組んでいるところです。



前宮 美津子 議員

自治会活動について

- ①自治会の役割と市との関係を当局はどのように考えているのか。
- ②本市の自治会数、加入世帯数、加入率の過去三年の推移はどうか。
- ③転入世帯への加入促進についてどのような対策を講じているか。
- ④未加入世帯への加入促進はどのようなか。
- ⑤退会世帯にはどのような対策をとっているか。
- ⑥現在の自治会集会所の数と集会所を持たない自治会数。
- ⑦自治会集会所の建設や修繕に対する補助はどのようになっているか。
- ⑧備品や設備に対する補助の内容と実績等を伺う。

○市民部長

①自治会は市民により近い自治組織であり、交通安全及び防犯活動、社会福祉や青少年健全育成、そして防災活動や環境活動など、行政だけでは行き届かない、実にさまざまな活動を行っている団体であり、自治会の役割は大変重要であると考えています。そのため、良好な地域社会の維持及び形成には、市と自治会が連携し、協働による問題解決が必要であると考えて

います。

②本市には三十七自治会あり、加入世帯数と加入率につきましては、平成二十五年一月現在一万九千九百九十六世帯、三四・五％。平成二十六年一月現在一万八千九百三十世帯、三三・七％。平成二十七年一月現在一万八千六百七十三世帯、三二・八％となっております。

③今年度は、自治会加入促進につなげるためパンフレットやポケットティッシュの作成を行い、市民課窓口や水道局の窓口、また総合案内でお配りしているほか、六月の自治会加入促進月間において市長を先頭に市民ロビーでも配布し、自治会活動の周知に努めてきたところです。

④平成二十二年度から毎年六月を自治会加入促進月間と位置づけ、自治会長協議会と一緒に街頭パレードや活動パネル展を行い、また庁内放送や防災無線を活用しながら、自治会についての広報活動に努めています。そして、平成二十六年度においては、自治会長と先進地の視察を行い、沖縄市自治会ハンドブックを作成しています。また、今年度から自治会長協議会へ加入促進補助金を交付し、新しく自治会へ加入していただいた世帯へ粗品としてごみ袋の交付を始めています。

⑤未加入世帯のみならず、全市民へいま一度自治会の重要さを再認識していただくため、市の広報紙とともにパンフレットの配布を行っているところです。また、もっと自治会を知ってもらうため、市の広報紙においては、「わったーじちくわい」というタイトルで四月から二自治会ずつ掲載し、自治会についての周知活動を行い、退会防止を含め、加入促進に努めているところです。

⑥現在三十七自治会のうち二自治会におきましては、建物を賃貸している状況です。その二自治会へ自治会事務所家賃補助金として、一自治会当たり月額五万円の補助交付を行っています。

⑦沖縄市学習等共用施設等における改修、補修も含め、工事に関する要綱及び自治公民館改修（補修）工事等補助金交付要綱において支援しています。主な内容は、百万円以上の改

修、補修工事等について二分の一補助で、上限二百五十万円。また、自治公民館の建設工事につきましては四分の三補助で、上限二千五百万円の補助などを行っています。今後はもっと自治会が活動しやすいように考えていきたいと思っています。

⑧今年度から新規事業としまして自治会振興費を創設し、軽貨物自動車や備品の購入に対する補助金交付を開始しています。その内容は、軽貨物自動車購入補助金が二分の一補助で、上限四十五万円。備品購入補助金が四分の三補助で、上限十五万円となっております。実績としまして、軽貨物自動車購入補助金が三自治会、備品購入補助金が二自治会、補助金交付を受けています。また、今年度は自治総合センターにおいて宝くじの社会貢献広報事業として行われている一般コミュニケーション助成事業に登川自治会が採択されており、設備等の整備に関する助成金として上限二百五十万円の交付を受けることとなっています。



島田 茂 議員

五歳児問題について

沖縄県では、いわゆる「五歳児問題」という放課後・夕方に子供を預けられないで困っている保護者も多いと聞くと、本市の現状を伺う。

〇子どものまち推進部長

沖縄県では戦後の米軍統治下時代、小学校に併設する形で公立幼稚園を整備してきたことから、幼稚園への五歳児の就園率が非常に高く、保育園における五歳児の受け入れ整備が全体として進んでいないという現状があり、結果として保育を必要とする子供も幼稚園に通っている状況があります。そのため、本県のみの特例で幼稚園児の午後の居場所として放課後児童クラブ、(通称)学童クラブの利用が特別に認められてきました。しかし、今年度からスタートした子ども・子育て支援新制度において、学童ク



糸数 昌弘 議員

教育行政について

ラブが小学生を対象とした事業であることが明確化され、法制度上、本県も全市町村において全国同様、幼稚園児の受け入れができなくなりました。これが本県特有の、いわゆる五歳児保育問題ですが、その対応策が喫緊の課題であることから、本市としては当面、保育所における五歳児の受け入れを拡充するとともに、公立幼稚園における預かり保育時間を午後六時から六時三十分まで延長するなどの対応を行っています。さらに、市独自の取り組みとして、五歳児の受け皿を確保すべく、新制度への移行に当たり、混乱を避け、可能な限り保護者のニーズに応えるため、平成二十七年限りの限定的な経過措置として、幼稚園児専用室を設けて預かることができる施設に対し、その人件費を半額補助する幼稚園児午後預かり事業を実施しています。本事業は制度外のため、国や県からの補助金がない中、市単独事業として約一千万円の財源を投入し、幼稚園児の午後預かり事業を行っている施設を支援しています。

①市内中学校の市民会館使用時の現在の使用料減免措置の状況はどうなっているのか。それと市民会館を合唱コンクール等で使用している学校の数を伺う。

②減免措置の基準を伺う。市内の小・中学校が市の施設を利用するときに減免で半額になるとはいえ、使用料が出るというのはいかがなものか。隣のうるま市では劇場を使う際、市内の中学校は全額免除になると聞いている。学校は収入があるわけではなく、限られたPTA予算の中でやり繰りをしていると思うが、なぜ沖縄市は使用料が出るのかという話も出ています。教育委員会としては、条例、規則に沿って料金を取っているということだが、どうお考えか。

③教育委員会関連の行事で、共催すれば全額免除になる行事も実際にある。それが学校の行事、学校長の判断ということで、煮え切らない部分もあるが、市民会館条例の第十二条、利用料金の免除という条項には指定管理者は、市長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる」と規定されている。今の状況で、隣のうるま市は全額免除ということのだが、市民会館だけではなく陸上競技場もしくり、市の施設に対しては市内小・中学生が使った分は、全額免除でいいのではないかと、市長の考えを伺う。

〇経済文化部長

①沖縄市民会館の利用につきましては、沖縄市民会館条例施行規則に該当する市内中学校からの申請につきましては、五割減免の措置を行っています。今年度の利用状況としましては、現時点で市内中学校七校が利用しており、宮里中学校だけが使用していない状況です。

②市内の学校への減免措置につきましては、沖縄市民会館条例施行規則第七條第二項第二号の学校教育法に規定する市内に所在する学校が教育目的のために利用する場合、五割減額という規定に基づいて減免措置を行っています。学校行事は学校における教育活動として計画されるもので、教育活動の計画による教育課程の編成については、学校長が行うことになっております。そのため、それぞれの学校が主体となって行う学校行事についての教育委員会としての共催等については、行事の共催等に関する取扱要領に基づき、現在のところは行っていませんが、学校等から申請があった場合につきましては、その都度、行事の趣旨あるいは内容等を審査しながら検討したいと思っております。

〇市長

③議員がおっしゃるとおり、市民会館条例の第十二条に減免の条項があります。それによる全額免除ということも考えながら、前向きに検討して関係部署と調整をしながら進めていきたいと思っています。



高橋 真 議員

教育行政におけるICT活用、環境整備について伺う

- ①県内他十市と中頭教育事務所管轄自治体と比較し、教育現場におけるICT活用と環境整備状況についての現状と課題。
- ②電子黒板、タブレットPCの導入・活用状況について。
- ③電子黒板の有用性について。
- ④本市が導入しているテレビは大画面テレビと云えるのか。
- ⑤各教室へのネット回線整備について。
- ⑥校務支援システムについて。
- ⑦セキュリティポリシー策定について。
- ⑧フィルタリングについて。
- ⑨課題解決に向けた今後の方向性について。
- ⑩情報推進課等、関係部署と連携した定期的な協議会等の立ち上げ等、体制強化に向けた取り組みを提言するが、教育長の見解は。

◎教育委員会指導部長

- ①県内十市及び中頭教育事務所管内の町村、合計十七市町村教育委員会へ調査しました結果、電子黒板、タブレットPC、書画カメラについては約五割の市町村で全教室に整備されています。本市においては、書画カメラを平成二十五年度に全小・中学校へ整備しており、進んでいるところもありますが、環境整備がおくれているところもあると考えています。ICTを利活用した授業実践は、書画カメラを活用した教材の提示やデジタル教科書を活用した授業が行われていますが、各教室においてインターネットが活用できる環境がまだ十分に整備されていない等の課題があります。今後さらに情報教育の環境整備やICT機器の利活用をした授業の充実を図る必要があると考えています。
- ②本市における電子黒板の導入・活用状況で

すが、まず小・中学校合わせて四校に数台整備されています。しかしながら、機器が使用しづらい状況もあり、活用に苦慮している現状があります。タブレットPCも学校ごとに数台の整備、活用がありますが、教育委員会として一括の整備はこれまでなされていません。他市町村の電子黒板の導入状況は、ほぼ全教室で整備済みの市町村が約六割、一部の教室に導入済みが約三割、回答なしが一割でしたが、タブレットPCの導入状況につきましては、全教室で整備済みが約一割、部分的に整備済みが約五割、未整備が約四割となっています。平成二十六年度に策定いたしました教育情報化推進計画に基づき、今後、指導者用のタブレットPCを全教室に整備する計画があります。タブレットPCに電子黒板用ソフトをインストールして、タブレットPCの画面をワイヤレスによって各教室に整備済みのテレビに映し出すことで、電子黒板的な活用ができる整備を進める予定です。

③電子黒板の有用性については幾つか考えられますが、大画面で動画や静止画、デジタル教科書等さまざまなコンテンツを提示することが可能であること。また、その画面を部分的に拡大する、あるいは書き込むことが可能であること。さらにその内容を保存して、後日使用することも可能であることが挙げられます。事前に板書事項等を準備しておくことで時間の短縮が可能。また、児童生徒が直接書き込むなどの操作ができることで、興味関心を高める効果も期待できます。活用に当たっては、既存の黒板と併用しながら教師のスキルを高める必要もあると考えています。

④本市の各小・中学校の全教室に整備済みのテレビ画面のサイズは四十六インチです。電子黒板に比べると大変小さく、画面の大きさは現在では十分ではないと認識しています。今後はテレビの耐用年数経過後、大画面テレビあるいは電子黒板への切りかえ等も検討したいと考えています。

⑤各教室へのインターネット回線の整備について、現在、各教室へ有線によるインターネット回線の設置はほぼ全校において整備されています。

す。しかし、セキュリティ上の観点から、コンピュータがインターネットに接続できる環境が限定されており、各教室により自由にインターネットに接続できない状況があります。整備状況につきましては、本市と同様に市長部局の回線を使用している市町村が約五割、それから教育委員会独自の回線が約三割、民間の回線を利用が約一割となっています。また、無線LANの整備状況については、全校整備済みの市町村が約二割、一部整備済みが約四割となっています。

今後、整備予定のタブレットPCの整備の際、よりインターネットへ接続しやすき環境が構築できるよう、関係部局と協議していききたいと考えています。また、タブレットPCの利活用の範囲を広げる上でも、今後、無線LANの整備を検討していききたいと考えています。

⑥本市では各学校において簡易的なソフトで校務を処理しています。県内十市と中頭教育事務所管轄の自治体においては、二市が市販の本格的な校務支援システムを導入済みです。先進地等の調査により、校務支援システムを導入することで、効率よく校務の処理ができ、その結果、児童生徒と向き合う時間の確保ができたとの報告があります。本市におきましても児童生徒の学力向上、児童生徒理解を深める時間の確保を図る上で、導入について現在、調査研究を進めているところです。今後も県並びに他市町村の動向についても情報収集を行い、導入の可能性について関係部署とも連携して行いたいと考えています。

⑦現在、各学校ともセキュリティポリシーを適用して情報セキュリティの確保に努めています。本市と同様に、自治体のセキュリティポリシーを適用している市町村が約六割、教育委員会独自のセキュリティポリシーを適用している市町村が約三割となっています。学校における教員の校務作業と行政における事務作業などの業務の違いによって、学校教育を進める上で個人情報情報の取り扱い、あるいはセキュリティの内容、範囲や方法など幾つかの課題もありますので、関係機関と調整を図りながら今

後の方向性について検討を進めていききたいと考えています。

⑧本市の各学校におけるインターネットのフィルタリングの設定は教師用と児童用、共通のフィルタリングの設定がなされています。県内十市、それから中頭教育事務所管轄自治体においても本市と同様な設定が約六割の市町村において設定されています。しかし、教員が教材点検をする際に不便であるという学校現場からの声もあり、教師用の設定については、学校及び関係部署と協議し、子供たちへの教育の効果がより高まるための環境づくりを進めていききたいと思っています。

⑨昨年度策定しました教育情報化推進計画に基づき、教育情報化を推進していききたいと考えています。課題がたくさんありますが、課題を明確にして児童生徒がよりよい環境で学べるよう、関係部署と連携を密にして進めたいと考えています。

◎教育長

⑩教育の情報化を推進する上で、教育委員会と情報推進課等の関係部署との連携強化は、極めて重要であると認識しています。これまでも必要に応じて、その都度、調整のための会議を行い、連携してきたところですが、ICT教育の進展に伴って、定期的な情報交換と課題解決の場の必要性を感じているところであり、今後、議員御提案の定期的な協議の場について、関係部署と調整のうえ設定し、情報教育の充実強化に生かしていききたいと考えています。



藤山 勇一 議員

マイナンバー制度の活用について伺う

- ①今後の個人番号カードの活用について。
- ②沖縄市以外の自治体の活用等の状況。
- ③周知等についての本市の状況。
- ④各種証明書のコンビニ交付の運用開始時期と

手数料について。
⑤市内において発行が可能になる予定のコンビニの店舗数、利用可能時間。

○企画部長

①個人番号カードの利活用につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条において、条例で定めるところにより地域住民の利便性の向上に資するものについて、個人番号カードの利用が可能と規定されております。国が示しております個人番号カード利用の事例では、各種証明書のコンビニ交付や印鑑登録証等がございます。本市におきましては、個人番号カードの普及状況や市民ニーズ、先進地の状況などを踏まえ、個人番号カードの多目的利用について調査研究してまいりたいと考えています。

②県内各自治体の状況ですが、今年の十月、沖縄県が実施した個人番号カード多目的利用検討状況調査の結果におきまして、県内各自治体における個人番号カードの活用予定は、各種証明書のコンビニ交付や印鑑登録証などとなっております。

③制度の周知について、国におきましてはテレビコマーシャルや新聞広告、特設ホームページ等を活用した周知を行っているところで、本市におきましては、各自治会長が集まる事務委託者連絡会議を初め、地域の老人会、これまで室川や胡屋老人会への説明、それから民生委員、手話通訳者向けの説明会を開催しています。また今後、高齢者支援センター向けや諸見里老人会なども予定しているところで、さらに市ホームページでの発信、広報おきなわへの掲載、広報紙に織り込みチラシを同封の上、配布するなどの制度周知に努めているところで、また、あわせて外国人向け英語版のニューズレターや中国語版の広報紙への掲載も行ったところであります。

④現在、市民課におきまして個人番号カードを活用したコンビニ交付の導入について調査研究を進めています。コンビニ交付の運用開始につきましましては、しっかりと検討し、早目に取り

組んでいきたいと考えています。

発行を検討している証明書の種類は住民票、印鑑登録証明書、戸籍、戸籍の附票、税関係の証明等ですが、手数料につきましては、市民の皆様への負担にならないよう、現在、窓口で発行している手数料と同額を検討しています。

⑤平成二十七年十一月六日現在の調査で、市内のコンビニはファミリーマート二十九カ所、ローソン十五カ所の計四十四カ所となっております。コンビニ交付のメリットとして、市内に限らず全国のコンビニ約四万七千店舗で利用でき、また十二月二十九日から一月三日を除き朝六時半から夜十一時まで、土日の交付も可能となります。



金城 由美 議員

女性管理職登用について伺う

①沖縄市職員の現在の女性管理職（課長以上）の全体の数と比率。

②建設部職員全体数と技術者（一級・二級の土木技術者、一級・二級の建築設計施工者）の人数。

③土木技術者と建築技術者の女性の割合が少な理由。

④女性の採用試験受験者数は何人か。

⑤近年の技術者の女性受験者数と、女性の最終合格者数。

⑥技術者で管理職以上の数と男女比率。

⑦これから沖縄市はハード的な事業で、ごどもこの国の拡張、アリーナ、サーキット、エイサー会館等が予定されている中で、技術的、感性的な面から、ソフトの部分も追及しないといけないと考えます。そのためには、発言権のある女性技術者を登用し、ハード、ソフト両面に取り組める体制をつくっていただきたいかがか。

⑧現在、女性管理職登用の目標は達成しているか。また、二〇二〇年までの女性管理職の登用計画数字及び管理職全体に占める計画比率

はどうなっているか。

○総務部長

①平成二十七年十二月一日現在、全管理職数が百七人、うち男性管理職が九十四人、八七・九％。女性管理職が十三人、一二・一％となっております。

②土木技術者と建築技術者ということで御答弁します。建設部職員全体数は九十五人、うち九十人が技術職で、土木技術者は男性が四十四人、女性が二人となっております。また、建築技術者は男性が三十二人、女性が七人となっております。

③技術系の職員の採用につきましても、毎年、試験募集を実施していますが、技術系の女性の受験者数が少ないということが大きな要因かと考えています。

④平成二十七年年度の職員採用試験における技術者、土木、建築、電気の三職種ですが、受験者は全体で三十九人、うち女性が二人となっております。

⑤平成二十三年から平成二十七年までの五年間の職員採用試験における技術者の受験者数は全体で九十七人、うち女性が八人となっております。また、この五年間の職員採用試験における技術者最終合格者数は全体で三十四人。うち女性が四人となっております。女性は八人の受験者に対して四人が合格しています。

⑥現時点の建設部の管理職十三人中、技術者は十三人で、全員男性です。

⑦御指摘いただいたことは、すごく重要なことだと理解しています。現在、技術者のみにおける女性登用ということでは検討はしていませんが、技術者も含めた本市全体の女性登用について、ひと・きらめきプランの目標を達成できるように推進、努力していきたいと考えています。

⑧ひと・きらめきプランにおける平成二十七年の目標が九・六％。現在の女性の管理職が一・一％で、現時点では目標を達成していません。二〇二〇年度までの登用計画数字については、将来的な管理職数が未定であることから、人数的な数字計画は立てていませんが、計画比率に

つきましましては、二〇二〇年度までに管理職全体に占める女性の登用率目標を十五％と設定しています。



稲嶺 隆之 議員

観光行政について

電気自動車（EV・PHV用）充電設備について伺う。充電設備が少ないという問題で、電気自動車のレンタカーは減ってきていると聞いた。レンタカー会社が電気自動車を減らした分は中古車となり、そのほとんどが県内で販売され、県内の電気自動車の普及率は高くなっているのではないかと推察する。本土からの観光客だけではなく、電気自動車で県内をドライブする方々、ヤンバルへ向かう那覇市の方、南部へ向かう北部の方にとって充電設備の需要は高くなっていると思う。沖縄市は前からよく素通り観光と言われているが、充電設備をつくれれば本市に立ち寄る方もふえるのではないかと思いか。また、国の補助制度を活用し、充電設備をふやしていくべきではないか、今後の計画を伺う。

○経済文化部長

本市における民間企業が設置した電気自動車用充電設備の台数について沖縄県環境部環境政策課に確認したところ、平成二十七年六月末現在で把握している件数は九カ所というところで

○市民部長

電気自動車充電設備に対する今後の取り組みですが、国は次世代自動車の普及並びに二酸化炭素の排出抑制や、石油依存度の低減を図ることを目的に、次世代自動車充電インフラ整備促進事業を推進しています。県におきましては、沖縄県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定し、公共施設、観光施設、大型商業施設等を対象に同ビジョンに適合する充電器の設置に

対し、設備費にかかる通常の補助率二分の一のところを三分の二の補助率が適用されているところ。本市としましては、この事業に関する国や県の動向に注視しながら、当該制度の内容について情報収集に務め、関係部署への周知に努めたいと考えています。

○経済文化部長

今後、次世代自動車充電インフラ整備促進事業が継続になった際には、市内観光施設などへの当該制度の周知に積極的に努めてまいりたいと考えています。



小谷 良博 議員

道路行政について

国道三一九号沖縄北インターチェンジ付近の交通渋滞を把握しているか。

○建設部長

沖縄北インターチェンジ付近については、沖縄総合事務局が取りまとめた主要渋滞箇所にも位置づけられていることや、沖縄市交通基本計画を検討する中で、交通量調査や地域の方々のワークショップを行っており、交通渋滞が課題であると認識しています。渋滞解消については、沖縄中部地域の道路網の整備促進に関する要望書の中で、国道三一九号バイパスの早期事業化として、今年度五月、十一月の二回、中部市町村会から国に対し要請をしています。今後も近隣市町村と連携し、早期事業化の要請を行っていきます。



桑江 直哉 議員

基地対策行政について

①倉庫群移設受け入れの判断については、以前

から市長は「総合的に判断する」としているが、その判断材料、中身にはどういふものがあるか。

②判断材料として基地移設による交通渋滞対策、黙認耕作地の補償等の問題解決、周辺河川の整備、高率補助での多目的アリーナ建設、運動場の整備等も含まれているのか。

③判断の中身で「地元同意」という部分があるが、地元とはこの地域を指すのか。何をもちて地元の同意とするのか。

④地元への説明会等を開くということだが、いつ、誰が、どのような形で開催するのか。今後のスケジュールについて、市民に対する説明の時期、方法や倉庫群受け入れの判断時期はいつごろになるのか。

また、協議会も開催することだが、どのタイミングで開催するのか。構成メンバーも何つ。

⑤受け入れの是非については住民投票をすべきだと思いが、市民から提案があれば実施は可能か。

⑥住民投票はなじまないということだが、どういつ手段で市民に対して判断を仰ぐのか。

また、去年の市長選挙においては、基地受け入れについて市長は示さなかった。どうしても受け入れたいのであれば、市長を辞職し、移設受け入れの是非を問う市長選挙を行うこともできると思いが、どうか。

○市長

①沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画の中で示された嘉手納弾薬庫知花地区への移設計画について、私が総合的に勘案して判断する材料として、まずは沖縄県全体における基地の整理縮小は進めるべきであるという考えのものと観点、そして移設計画に対する地域の関係者の皆様、市議会並びに関係機関の皆様との御意見、基地から派生する地域問題など、さまざまな観点から総合的に勘案して判断していきたいと考えています。

②倉庫群が移転してくると仮定したときに発生する問題があります。もともとある河川、環境

の問題。交通渋滞が起こるであろうという想定、そういうものを、どう解決していくのか、めどが見えるものをいいたいだきたいわけです。

それと、多目的アリーナ等は、沖縄市の振興策として提示しており、一緒くたではなく、基地は基地の問題、そして私が公約の中で掲げた政策、公約実現のための沖縄振興策とはまた別に考えてもらいたいことは確かですが、しかし同時に進捗していないといけないものですか、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○企画部長

③地元とは、市北部地域の知花自治会、松本自治会、登川自治会、池原自治会を指しています。

昨年、沖縄防衛局と市で市北部地域の各自治会の評議員会や区民説明会などを通して意見交換を行ってきました。地元の同意とは、これまで地域から出された問題に対し、どこまで国や県、市が誠意を持って応えられるか、また、どのように懸念を払拭できるのか、それらを一つ一つ課題整理していく中で得られていく地元の理解とと考えています。

④説明会の時期や手法について現在、各自治会と調整中です。説明については、沖縄防衛局と、市からは二役を初め、関係部署の担当職員が同席し、説明会を開催する予定です。

また、協議会のタイミング、構成メンバーについても現在、調整中です。

⑤当該地域の問題は、居住者のみではなく、地権者等は市外の方もおり、また、沖縄県全体の基地の整理縮小という点からも考慮しなければなりません。

したがって移設受け入れの判断につきまして、住民のみではなく、多くの関係者や関係機関の皆様との御意見も参考にしながら、総合的に勘案し、判断すべきと考えていますので、住民投票にはなじまないものと考えています。

⑥市民の判断を求めめるのではなく、市民の理解を得ていくということ御理解いただきたいと思えます。



与那嶺 克枝 議員

沖縄市中心市街地活性化事業について

①イオンモール沖縄ライカム開店による本市周辺の事業所への影響について何つ。

②ライカムの相乗効果をこれからどう検討していくか。

③新図書館建設に伴う中央パークアベニュー商店街通りの計画について何つ。

④商店街で子供連れや高齢者が安心して利用できる、きれいなトイレの設置について当局の考えを伺う。

⑤七月に発足した沖縄市女子観光プロジェクトチームについて、その内容等を伺う。

○経済文化部長

①イオンモール沖縄ライカムの影響については、沖縄県において沖縄市百社、宜野湾市百社、北谷町七十五社、北中城村五十社、合計三百二十五社を対象に、七月末時点の状況を調査しています。

その中で、本市の事業所のうち約三三％は売上減少していると回答しており、北谷町の約四三％に次いで影響が出ています。来客数では本市の事業所のうち約三六％が減少していると回答しており、こちらも北谷町の約四三％に次いで影響が出ている状況です。

しかし、売り上げを伸ばしている店舗もあり、特に本市の飲食店については売上増と回答した店舗が約二割となっています。

また、事業者の声としてイオンモールのオープン当初は売り上げなどが減少しましたが、ハイビスカス商品券事業等の影響もあり、顧客が戻ってきているという御意見もあります。

②イオンモール沖縄ライカムと連携した取り組みについては現在、イオンモール沖縄ライカムの観光案内所トラベルマーケットきたポルにて沖縄全島エイサーまつりのフォトコンテストのP

Rや、映像やチラシを活用したPRを実施したほか、本市の観光情報誌や観光マップを常設し、市内への観光誘客を図っています。

③コリンザに市立図書館が移転整備されるに当たり、現在、特に連携が必要とされる中央パークアベニューを中心に、図書館と連携した取り組みについて検討がなされており、既に教育委員会の担当部署とも意見交換を実施しています。

また、去る十一月二十一日から二十三日までの三日間、琉球大学と京都大学の学生によるワークショップがコリンザを会場に開催されましたが、その中のテーマに商店街と図書館の連携事業が設定され、学生の自由な発想による提案が発表されました。

具体的な事業化は今後の検討を踏まえることとなりますが、現在、商店街の店舗に店主がセレクトした本を設置する「まちじゅう図書館」など、さまざまなアイデアが議論されています。今後もこのような多様なアイデアにより、図書館移転整備に伴う商店街の波及効果が最大限に発揮されるよう、関係機関とも連携して取り組んでいく考えです。

④胡屋地区商店街におけるトイレ設置の状況として、子供連れや高齢者に対応した施設はミュージックタウン、コリンザ、センター商店街振興組合事務所となっています。現時点で新たに公共のトイレを商店街や通り会等に設置する計画はありませんが、子供から高齢者まで安心して利用できるトイレの必要性は感じていますが、今後、商店街や通り会等からの要望も踏まえ、商店街が活用できる国の補助メニュー等があれば、積極的な活用を促していきたいと考えています。

⑤沖縄市女子観光プロジェクトチームは、女性目線で本市の観光コンテンツを見直し、その魅力を発信することを目的に観光資源の課題抽出、観光ルートプランの策定などの検討を行っています。

市内外の二十代から四十代の女性十人が毎月一回定例会を行い、これまで音楽やエイサー、女性向け観光ルート、観光施設連携コンテンツ、沖縄市の特産品などについて意見交換を重ねて

います。今後は、女子観光プロジェクトチームの意見を、近年増加傾向の女子旅やファミリー観光などに向けたさまざまな観光誘客施策に生かしていきたいと考えています。



諸見里 宏美 議員

自衛隊への自衛官適齢者名簿提出について

①何人のどのような内容の個人情報を用いるのか。提供されたのか。

②自衛隊は提供された個人情報を用いるか。また、個人情報提供は、個人情報保護法に基づいて本人の同意を得たものか。

③法的根拠として挙げられた自衛隊法の規定に基づいて法令で定める事務について、自衛隊法第九十七条第一項、同法施行令第九十二条を

挙げていますが、提出を求めることができるという努力義務規定が沖縄市個人情報保護条例

第九条第一項第一号、法令等に定めがある場合に該当するか。

④自衛隊法施行令第九十二条により、防衛大臣が資料の提供を求めるとき、資料提供の義務規定も努力規定もない。単なる依頼に過ぎないと二〇〇三年の国会で当時の片山虎之助総務大臣は答弁されているが、この認識で

よいか。

⑤閲覧しか認められていない住基法上、データとして提供することが適切な事務であったのか。

⑥提供することの可否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断するものか。個人情報保護法第十六条第三項第四号についてはどうか。

⑦沖縄市個人情報保護条例第九項第四項では規則で定めるところにより、閲覧の状況について公表するものとするとなっているが、公表は行われたのか。

⑧所管課は、関係部局と話し合い、外部提供に値するのであれば、部長、副市長、そして市長長裁まで行って市長が判断し、沖縄市情報公開及び個人情報保護審議会に諮るという流れではないのか。

⑨今回の名簿提供について、今後どうするつもりなのか。回収も考えているか。

○市民部長

①平成元年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた男女一万四千三百八十九件分。氏名、生年月日、性別及び住所の四情報を紙媒体で提供しています。

②自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務に用いることが利用目的となります。また、防衛省コンプライアンスガイダンスにおける個人情報保護により目的外の保有禁止や漏えい防止の管理をもって個人情報の流出は守られていると認識しています。本人の同意は得ていません。

③総務省自治行政局住民制度課長より發出されております各都道府県宛て文書、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行について」の通知の書中において、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第九十七条第一項及び自衛隊法施行令第九十二条の規定により、自衛隊沖縄地方協力本部の長が市町村の長に対し求めることができる」と総務省より見解が示されたものによります。

④今回の資料提供は義務ではありませんでしたが、担当課にて判断したところです。

⑤総務省の通知によって行われた事務ですので、適正と判断しています。

⑥沖縄市個人情報保護条例第九項、利用及び提供の制限として目的外利用、又は外部提供について法令に定めがある場合により、適用除外

されるものに該当するものとして判断しました。個人情報保護法第十六条第三項第四号の規定の部分につきまして、今回の提供は自衛隊法及び同法施行令に基づくものですので、個人情報保護法第十六条第三項第一号の規定によるものと解しています。

⑦住民基本台帳法では、第十一条により閲覧の状況について公表することとなっておりますが、今回の提供につきましては、自衛隊法及び同法施行令によるもので、根拠法令が異なることから、公表に関する規定がなく、今後、何を根拠として公表するかなど、研究していきたいと考えています。

○副市長

⑧今回の自衛官募集に係る適齢者名簿の提供にしましては、事務の系統の部分で適正を欠く部分もございましたが、この情報提供により、市民に不安を抱かせたことについては、おわびを申し上げたいと思います。

なお、個人情報を取り扱う事務につきまして、今後、より慎重に対応するよう指導していきたいと思えます。

○市民部長

⑨名簿の提供について今後は庁内関係部署との調整、連携を密にし、市民の皆様から理解が得られるよう、慎重に対応したいと思えます。

今回の情報提出者となった方々より、情報削除の意思が示された場合、自衛隊沖縄地方協力本部の名簿から削除できるとのことですので、市民課にその旨を届けていただければ対応したいと考えています。

○副市長

⑨今後の名簿提供に当たっては、個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会等に諮るなど、慎重に取り扱いをしていきたいと思えます。

今回の名簿について回収は考えていませんが、御理解いただきたいと思います。



新屋 勝 議員

銀天街の巨大壁画について伺う

- ①壁画を描いた理由。
- ②壁画の予算。
- ③一番古い建物で築何年か、またその建物を取り壊すとなった場合、市はどの対応するのか。
- ④台風とか雨風で壁画が色あせてくると思いますが、その場合の市の対応は。
- ⑤今後、壁画を活用した市の取り組み。
- ⑥まちあるきツアー、そして看板等の設置について具体的に説明してください。

○経済文化部長

①平成十八年度から平成二十一年度にかけて行われた国道三三〇号コザ十字路交差点改良事業に伴い、国道三三〇号に面していた照屋一丁目の一部の建物を取り壊され、ビルの背面、側面が国道に面する形になった結果、銀天街前の景観が大きく損なわれたため、地域住民との話し合いが持たれ、国道三三〇号の景観整備と地域の活性化を目的に、壁画を描くことになったものです。

- ②壁画の予算額は三千五百万円です。
- ③壁画が描かれている建物の築年数について、詳細まで把握していませんが、地域の方々から四十年以上はたっているとお聞きしています。壁画作成をするに当たり、壁画の完成後五年間については、協力願という形で承諾をいただきました。その内容の一部に壁画作成後、ペンキの塗りかえや建物の取り壊し及び看板等の広告物を設置する場合は、市へ報告することとなっております。取り壊しとなる際には権利者と事前調整を行うことになっています。
- ④五年間の壁画の使用を承諾いただいているので、その間の対応については、劣化箇所やその大きさ等によって家主や関係機関とも調整しながら、承諾が得られる範囲内で検討したいと考えています。

⑤今年度、壁画のストーリーや内容を解説したパンフレットを作成し、壁画のPRに努めるとともに、沖縄市観光物産振興協会と連携し、まちあるきツアーを実施しています。

また、今後は道行く人に壁画の内容や地域の歴史を知ってもらうため、壁画の説明看板を設置する予定です。

⑥壁画は越来グスク時代に始まり、戦後、米軍統治下の時代、黒人街として栄えた時代、現在・未来へと続く内容となっております。

まちあるきツアーは、沖縄市観光物産振興会が主体となって壁画前の広場にて壁画作成の経緯や時代ごとの解説、壁画に描かれた人物の紹介などを行った後、越来グスク跡公園や鬼大城(ウニウフグシク)の墓などの史跡回りを行っています。

また、説明看板につきましても、壁画のストーリーや内容を解説したパンフレットを参考に壁面前広場四つの時代ごとに分けた看板を設置する予定です。



喜納 勝範 議員

子どもの貧困対策について伺う

- ①本市の教育支援の取り組みについて。
- ②本市の具体的な経済的支援の取り組み。
- ③保護者の就労支援の取り組みについて。
- ④本市の二一トの実態と対策について。

○教育委員会指導部長

①子どもの貧困対策として、学校においてはまず経済的理由により学習がおくれがちな児童生徒への学習支援として、学習支援員等を配置し、きめ細かな指導による学力の保障、あるいは学力の向上に努めています。

また、学務課が行う就学支援制度の取り組みがあります。今年度より学用品等の援助費目の増額の改定を行い、支援の拡充を行っているところ

です。

○健康福祉部長

①これまで健康福祉部では、被保護世帯の子供たちに対して学習塾への通塾支援を行ってきました。今年度から準要保護世帯でひとり親世帯の中学生にも対象者を広げ、通塾支援を行っています。委託先は市内の学習塾で、定員は六十人です。

また、保護課においては子ども支援員を四人配置し、被保護世帯の小・中学生で支援が必要な子供に対し、家庭訪問等の支援を行っています。

平成二十七年十二月十七日現在の学習支援事業の参加生徒数は被保護世帯二十六人、準要保護世帯四十二人の計六十八人です。

今後も学習塾への通塾支援を引き続き実施し、基礎学力の向上など、きめ細やかな支援を行っていきます。

○子どものまち推進部長

②子どもの貧困対策に関する大綱における重点施策の一環であるひとり親家庭を対象とした経済的支援として、児童扶養手当があります。

同手当については年々制度が拡充され、平成二十二年度からは父子家庭も対象となり、平成二十六年には児童扶養手当と公的年金の併給調整の見直しにより、差額分を児童扶養手当として支給できるようになりました。

その他、母子父子家庭等医療費助成、子供の進学の際の就学資金や就学支度資金などの母子父子寡婦福祉資金貸付金があります。

③子供の貧困は、家庭の経済的困窮や社会的孤立等に起因することが多く、まず保護者が就労し、生活の安定を図ることが求められます。

本市ではひとり親家庭に対し、直接就労に結びつく資格取得の援助など、自立支援につなげていくさまざまな取り組みを行っています。

一つ目が母子自立支援プログラム策定事業で、児童扶養手当受給者個々の状況、ニーズに応じた就労支援内容について自立支援計画書を策定し、公共職業安定所等と連携した就労支援を

実施しています。

二つ目は、自立支援教育訓練給付事業で、パソコン講座や医療事務等の教育訓練を受講した母子・父子家庭の父、母に対し、受講料の四〇％を助成しています。

三つ目は、高等職業訓練促進給付金で、看護師や保育士等の経済的自立に効果的な国家資格を二年以上修了して取得する場合、就学期間の生活費を補助するものです。

これについては平成二十七年から支援を強化し、国補助事業として上限二年間の給付期間となっていたところ、養成機関において二年以上のカリキュラムを修了し、対象資格の取得が見込まれる場合は、高等職業訓練促進給付金として国補助事業の対象外である三年目以降の修業期間の給付金についても市と県で負担し、支給しています。

○経済文化部長

④いわゆる二一トと呼ばれる方々の実態については、対人関係に不安を抱えているなどの要因が考えられるものの、正確な定義がなく、難しい状況があります。

本市としましては、そういう方々を含む若年無業者に対する就労等の支援として、生活改善に向けた家庭訪問や個別指導、就業意識の向上に向けた職業体験や職業訓練などに取り組んでいるところです。



栄野比 和光 議員

認知症問題について

①認知症への理解を深めるための普及、啓発はどのように行われているか。

②子供たちの学校現場での認知症の教育が必要だと思つが、学校では何かできないか。

③認知症の容態に応じた適切な医療、介護等の提供について伺う。

④若年性認知症施策の強化について伺う。

- ⑤ 認知症の人の介護者への支援について伺う。
- ⑥ 認知症行方不明者救済サポートについて伺う。

○健康福祉部長

①本市では県内で八番目となる沖縄市認知症キャラバンメイト事務局を設置し、認知症サポーターを養成しているところで。

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者であることをいいます。

なお、認知症サポーターは、県でも養成しており、平成二十七年六月末現在、沖縄市における認知症サポーターの数は二千七百四十九人となっています。

認知症サポーターの数については、認知症高齢者の日常生活自立度二以上の者一人に対し、認知症サポーターを一人以上目指すもので、平成三十二年度には認知症高齢者が五千五百七十四人と推計されていますので、それまでに六千人の認知症サポーターの養成を目標としています。

認知症サポーターの養成講座は、依頼があれば、随時キャラバンメイトの協力により、実施しています。

受講者はさまざまで、ボランティアや福祉関係者、医療機関、金融機関、市の職員及び退職者、老人会、生協や農協職員などとなっています。

②子供たちへの認知症の教育ですが、今年度は公民館などで開催される出前児童館（キッズデポ）五カ所で養成講座を開催し、五十八人の児童の参加がありました。

出前児童館では、キャラバンメイトによる寸劇も催され、わかりやすいと好評であったと聞かれています。そのほか、美東小学校でも四年生百五十一人が受講しています。美里高校では一年生二百九人が受講しており、一昨日は三年生七クラスが養成講座を受講したという報告を受けています。

③認知症は、認知症高齢者の日常生活自立が判定基準となっています。簡単に申し上げますと、認知症の方に係る介護の度合い、大変さを

レベルごとに分類したもので、認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するため、医療福祉現場では広く使用されているものでございます。（※中略）

本市におきましては、認知症が多いという課題がありますので、平成二十七年四月より認知症地域支援推進員を配置しました。認知症初期集中支援チームも、可能な限り早期にスタートすべく、医療機関などと準備を重ね、当初予定より三カ月前倒しで平成二十七年十二月に設置しました。

介護サービスにつきましては、六十五歳以上の方であれば介護が必要となった原因は問わず、日常生活の支援が必要となった場合は、介護認定の申請をしていただき、介護認定を受けられましたら、介護支援専門員によるケアマネジメントやケアプランを作成の上、必要な介護サービスを利用できるということになっています。

④若年性認知症とは、六十五歳未満で発症する認知症のことで、全国で四万人近くいると言われております。主な原因疾患は、六十五歳以上で発症する老人性認知症と同様、脳血管障害やアルツハイマー病などです。（※中略）

本市の取り組みとしまして、若年性認知症の正しい理解促進のため、認知症サポーター養成講座において、若年性認知症に関する講話を取り入れております。また、若年性認知症の当事者を支援している介護支援専門員や、家族などとの情報交換の場を設け、沖縄市における若年性認知症の課題などを把握し、情報共有をしているところで。

⑤沖縄市単独の認知症の家族会はありませんが、昭和五十一年に京都で結成された認知症の人と家族の会の沖縄県支部が平成二十六年六月に結成されており、同時期中部地区会、「ゆらていく会」が発足しています。

ゆらていく会は、定例会を月一回、社会福祉センターで実施しており、その場に市の担当職員も参加して、ゆらていく会の広報の作成や、各種サービスの説明など、活動を支援しています。また、二カ月に一回はテーマを決めて活動しており、七月は「金魚づくりで脳を活性化」と称し

てPPバンドで金魚づくりをいたしました。九月は認知症の人のコミュニケーションの学び、十一月は「フットケアで足元から元気になりましょう」と称してフットケア講師を招き、講義をしていただきました。

本市としては、今後とも認知症の御家族の方が初めてでも参加しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、ゆらていく会の活動を支援してまいりたいと考えています。

⑥年間二、三件ですが、認知症の方が行方不明になったとき、御家族などから市へ連絡があります。その都度、御家族とどこまで情報提供してよいか確認した上で、防災無線、高齢者関連機関などへ情報を発信し、捜索の協力をお願いしています。

認知症の御家族の不安は、大変大きなものですので、本市では、その不安を少しでも解消すべく、沖縄警察署や沖縄市消防本部の協力を得て、今月から沖縄市認知症高齢者等安心登録事業を開始しています。

本事業は、認知症により行方不明になるという不安を感じている家族などが、市へ事前に登録を行うことで、認知症高齢者等の安全と、御家族への支援を行うもので、安心登録とお帰りの支援の二つがあります。現在は安心登録のみとなっています。

安心登録は、例えば認知症と思われる高齢者を警察が発見、保護した場合、警察から市、または消防本部へ連絡が入り、市に登録された情報であれば、御家族にすぐ情報が入る仕組みとなっています。これは認知症高齢者の把握と行方不明の未然防止につながります。

お帰りの支援は、例えば認知症高齢者等が所在不明となった場合、警察へ行方不明者届と一緒にお帰りの支援の申請をすると警察から一斉に協力団体に行方不明者の特徴などの情報を配信し、地域ぐるみで早期発見に努める仕組みとなっています。お帰りの支援の協力団体については、現在、市内のタクシー会社及びコミュニケーション材放送事業などに協力をお願いしているところで。



高江洲 義八 議員

道路行政について

①道路課の事務分掌で街路樹の管理に関することについて伺う。

②古謝泡瀬第二線、古謝十五号線、古謝二十一号線にハンブまたはイメージハンブの設置ができないか。

③市道古謝津嘉山線と市道大里古謝線に横断歩道と信号機を設置できないか。

○建設部長

①街路樹の剪定につきましては、電線に接触している枝葉や道路上空に張り出した枝葉の剪定など、高所作業車を用いて作業を行っています。

作業箇所が広範囲の場合は専門業者に委託し、剪定作業を行っています。部分的である場合や、緊急を要する場合は現場作業員が剪定作業を行っています。

高所作業車の操作につきましては、免許を取得した者が行っており、安全に配慮した作業に努めています。

②ハンブについては、路面上に低い障害物を設け、運転者に減速を促すものがありますが、公道で使用した場合、バイクや自転車が転倒する危険性がある等の課題があります。

また、イメージハンブについては、路面の舗装の色や材料を一部分だけ変え、立体的に標示することで運転者に減速を促すものですが、効果が一時的で、運転者がなれ始めると減速効果が見込めない等の課題があります。

地域の状況を踏まえ、改善に向けた対応を検討していきます。

③市道古謝津嘉山線と市道大里古謝線が交わる交差点付近にはコンビ二エンスストアがあり、横断者や車両通行も多く危険であるため、当該交差点付近への信号機と横断歩道の設置要請に

ついで今後、自治会と調整していきます。



千葉 綾子 議員

人権問題について

- ①本市において、LGBT、性的マイノリティを理由にしたいじめや不登校が報告されているか。
- ②性に違和感を覚えるのは、小学校入学前からと言われている。そのため、性的指向の多様性を伝える学年はいつが適切かは一概には言えない。義務教育課程におけるLGBTに関する教育の必要性について伺う。
- ③サポートチームはいつごろつくる予定か。
- ④校内研修を実施したか。
- ⑤平成二十七年九月定例会で条例の制定について、他市町村の動向を注視しながら調査研究するとの答弁があったが、進捗状況について伺う。
- ⑥パートナーシップ制度とはどのような制度か。

○教育委員会指導部長

①本市の小・中学校においてLGBT、あるいは性的マイノリティを理由にしたいじめや不登校は現在、報告されていません。

②性の悩みに関して、本人や保護者から相談があった場合、学校としては担任、養護教諭、管理職等でサポートチームをつくり、きめ細やかな対応が必要です。

スクールカウンセラーも交えて児童生徒本人の立場や保護者等の意向にも配慮しながら、いろいろ対応することが考えられます。

性的指向の多様性を指導する時期、指導内容については大変難しい面も持ち合わせています。学校においては、特に発達段階によりますが、直接的に性の指導というよりも、道徳の時間、あるいは学校教育活動全体の中で一人一人の違いを個性と考え、お互いに認め合うことの内容で人権教育、あるいは個性尊重の面から指導して

いくことが大切であると考えています。

本年の五月十二日付、県教育委員会より、同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についての依頼文書もあり、本市の小・中学校においても、児童生徒に対する相談体制の充実や学校生活の各場面での支援について、共通理解が図られるように校長会を通して資料等の提供を行っています。

③きめ細やかな対応、あるいは教育相談体制を充実させ、保護者からの意向も踏まえながら医療機関へとなぐことも大切ですので、相談等があった場合は即、サポートチームを校内につくり、対応していきます。

④現時点で、LGBTや性的マイノリティについての研修を実施した学校はありませんが、校長会等で提供された資料をもとに、共通理解を図る対応は各学校においてなされています。

⑤LGBTの方々に対しましては、人権尊重からの配慮が必要であるため、情報提供や啓発等を進め、LGBTに起因する差別や偏見に関する相談及び啓発の推進に努めているところで

本市におきましては、去る十月に、性同一性障害というギフトから学んだ「ありのままの自分を輝かせる方法」というテーマで、実際に生きて生きている方々に「と題して、実際に性別変更、結婚をした澤岬良心氏をお招きして講座を開催、さらに十一月には山内中学校一年生全員に「思春期の心と体」をテーマにLGBTにも触れた講座を開催しています。

次年度は、LGBTに関する内容を盛り込んだ講座を、市内小学校十六校のうち八校、二十一年クラスで開催する予定となっています。

このようにさまざまな形で啓発活動を充実させながら、条例につきましても引き続き調査研究をしていきたいと考えています。

○市民部長

⑥同性パートナーシップ制度とは、同性カップルを結婚に相当する関係と認める書類を発行する制度です。

渋谷区を例に説明しますと、渋谷区男女平等

及び多様性を尊重する社会を推進する条例に基づき、同性パートナーに対し、パートナーシップ証明書を発行することで、内縁が全く認められない状態だったものを、パートナーシップ証明書をもって同性カップルを結婚に相当するパートナーの関係として区内の事業者が最大限配慮するよう定めたものです。これにより、区内の賃貸住宅への入居に便宜が図られることとなります。また、区内の医療機関では、面会や医療同意が可能になると考えられます。

ただ、この証明書には法的拘束力がなく、法律上の夫婦にはなれないため、税金等の配偶者控除を受けることはできません。



喜友名 朝彦 議員

建設行政について

- ①平成二十七年十月二十三日、金曜日降った大雨により、本市、与儀で浸水被害があったと聞いているが、どのようなことがあったのか。
- ②詰まりをどのように解消したのか。また、冠水はおさまったか。
- ③被害額と、この被害をどこが支払うのか伺う。
- ④商業施設に被害が出たが、沖縄市に責任があるか。
- ⑤砂はいつからたまっていたのか。原因はわかるか。
- ⑥この排水口はどこがつくったのか。
- ⑦本市としては、これからどのような行動をとっていくのか。

○建設部長

①平成二十七年十月二十三日の降雨の際、沖縄市与儀地域において道路冠水が発生しています。原因として、沖縄市域から北中城地域を経由して、排出される雨水が、海岸部の排水路はけ口において砂の堆積により阻害され、上流の与儀地域で道路冠水が起こったものと思われる

す。

その際、近隣の商業施設地下一階で浸水が発生し、商品等への被害が出ています。

②沖縄県が委託している維持管理者が、海岸部の排水路はけ口に堆積した砂を取り除いたことで、排水機能が回復し、与儀地域の冠水もおさまっています。

③当該商業施設から依頼を受けた保険会社から、被害額は約二千五百万円と聞いていますが、保険対象とならないものもあるようです。

④本市の顧問弁護士に確認したところ、海岸部の排水路はけ口は市域外のため本市の管理は及ばないとの見解でした。

⑤北中城村に問い合わせたところ、平成二十七年十月一日、砂が堆積しているとの連絡が北中城村に寄せられ、十月二日に北中城村の担当職員が現場を確認し、十月五日に北中城村から沖縄県へ連絡したと聞いています。

⑥沖縄県の護岸工事の中で整備されたと聞いています。

○市長

⑦今回、沖縄市の東海岸付近に位置する企業、大川家具で浸水被害が発生しました。その一報を受け、すぐに現場に赴き、状況を見させていただいたときにはもう水は引いていたのですが、雨水につかされた家具を社員の皆さんが運び出している最中でした。その様子を見ても、相当な被害であろうとすぐに察することができました。

沖縄市に所在する立派な企業ですので、その企業を守っていきたくて私は思っております。県には、浸水に至った原因の究明を徹底的にさせていただき、責任はどこにあるかもはっきりしていただきたいと思います。

そうでなければ、沿岸の県民の生命、財産はどが守り、誰が責任をとるかという問題にまで発展しかねないと思っております。

そういう部分と、そして被害に遭った企業のしかるべき支援、あるいは補償等をしていただきたいと、県のほうに申し入れていきたいと思っております。



仲宗根 誠 議員

火葬場について

- ①新火葬場建設について、これまでの推移、現在の状況、今後の見通しについて伺う。
- ②建設に当たっての財源について伺う。
- ③公共施設の建設整備等に関しては、防衛補助などもあると思うが、いかがか。
- ④読谷村で建設中の火葬場が来年の八月ごろに完成すること、防衛予算を活用して整備を進めているという話を聞いたことがある。詳細を御存じか。

○市民部長

①平成二十四年度より、本市の実情に合った火葬場のあり方を検討するため、県内外における火葬場の現状調査など、今後の火葬場整備に係る基礎的な調査資料を整理しました。平成二十六年に策定した火葬場基本構想では、火葬場の必要性を明確にした上で、将来の火葬件数の予測等を明らかにし、火葬場整備の基本方針、建設候補地の選定方針、施設等の整備の方針など、基本的な事項について整理したところです。

今年度は火葬場基本構想を踏まえ、火葬場の計画候補地を抽出、調査する業務を行っています。

②火葬場建設に当たっては、国等における整備費の補助についても調査しながら、財源の確保に向けた調査検討を行っていきたくと考えています。

また、効率的かつ効果的な整備運営を図るため、従来方式の一般公共事業による建設整備のほか、民間の資金やノウハウ等を活用した新たな整備手法についても検討していきたく考えています。

③火葬場整備費用への防衛補助活用の可能性については、他市町村の活用事例等を調査研究

しながら検討したいと考えています。

④現在、火葬場建設を進めている読谷村におきましては、総事業費約九億円のうち火葬炉の購入及び設置工事費について、防衛補助の活用を予定していると考えています。

本市においても、同様に防衛補助の活用が可能なか、調査検討していきます。



屋富祖 功 議員

葬祭場について

①コザ十字路における葬祭場問題の住吉会館代替案の経過説明を求めます。

②住吉会館が代替地として出てきたのはどちらからか。

③なぜ仲介で不動産会社が入っているのか。

④市側は直接、住吉会館とも交渉していない。住吉会館側とフェニックス側も直接交渉はしておらず、不動産会社が入って仲介手数料等を取っているということなのか。

⑤もう少し丁寧に市として交渉できなかったのか。不動産会社でも直接交渉はできなかったのか。

⑥六月定例会で採択された請願を軽視しているのではないか。直接本社まで行くべきではないか。

○副市長

①コザ十字路地域における葬祭場の住吉会館代替案についての経過を時系列で説明します。

まず、コザ十字路一画に建設予定の葬祭場の件については、コザのまちづくり準備委員会を中心とした地域住民からの建設反対の署名や、去る六月定例会における建設計画の中止を求めた請願が採択されたことを受け、市として

も、これまでコザのまちづくり準備委員会を中心とする地域住民の皆様との意見交換を初め、企業側と地域住民の皆さんの間に入り、意見交換の場や、企業側からの説明会を開催していま

す。また、その間、市長みずから企業側、㈱フェニックスさんと二度お会いし、用途の変更等の要請を行ってきたところです。

十月五日に㈱フェニックスさんに市民部長と私で代替案として旧住吉会館への移転についての打診を行ってきました。その後、十月八日、コザのまちづくり準備委員会のメンバーであるコザ十字路周辺の十二自治会長の皆様に庁議室に集まっていたいただき、代替案についての説明をしていきます。十月二十一日、私と市民部長、それから城前・照屋・安慶田自治会長も同行して、

那覇市在の日本フェニックス事務所へ伺い、改めて代替案についての話し合いを行っています。十月二十四日には、福岡県にあるフェニックス本社の役員会に諮っていただけということでもございました。

十一月十一日、旧住吉会館に新たな施設が開設されるとの新聞報道がありました。市としても想定していなくて、これまでの間、不動産業者を仲介として(株)フェニックスさんと旧住吉会館所有者間で協議を重ねてきましたが、折り合いがつかない結果となり、大変残念に思っているところです。その後、十一月二十七日に再び㈱フェニックスさんへ伺って、話し合いをしています。

市といたしましても、今回の代替案がなくなったことで、大変厳しい状況ですが、現在、新たな代替案も含めて検討しているところです。

②当初、市長から、用途の変更、業種の変更についてはお願いをしてきました。㈱フェニックスさんは用途がえについては考えていないということ、その後、代替案を検討していく中で地元にある不動産業者が仲介に入っていたというところで、市としても公有地には代替地はなく、民間地で探すしかないということもあり、この民間の不動産業者に仲介に入っていた

とき、旧住吉会館を含む、その他三カ所の代替地を紹介していただいたということ、

③市の公有地に代替地がないということもあり、民間の代替地が必要ということで、仲介に不動産業者の方に入っていたということ、

④仲介に入っていたいただいた不動産業者の方もコザ十字路周辺地域の方で、今回のコザ十字路地域に葬祭場を建設することについては地域の皆さんと同じ意向で、みずからこの件については仲介に入りたいという申し入れがあり、お願

いしました。仲介料は発生していません。

⑤旧住吉会館については、NPO法人が七月ごろに取得されており、㈱フェニックスさんとこのNPO法人さんでの交渉、民・民の取引ということで、行政としては直接関与できないということ、

また、㈱フェニックスさんには市からも、旧住吉会館への移転について御検討いただきたいという旨のお願いをしています。

⑥「ぜひ本社のほうに出向いて、社長に直接お会いしたい」ということで、アポイントメントを取ろうとしたのですが、先方から「まずは地元で専務と調整してくれ」ということで、お会いすることはできませんでした。

⑥市長

㈱フェニックスさんから、市長みずから来る前に、沖縄の那覇市営業所で交渉してくれという旨のお話がありましたが、機会があれば本社にも行きたいと思っています。

当局も一生懸命やっています。副市長を初め、市民部長が本場に一生懸命交渉し、誠意を見せて、皆さん、誠意の中で動いています。善意の中で動いているのです。㈱フェニックスさんも善意のもとで我々に会っていただいています。我々が会いたいという希望を出すと、撤退してくれということとはわかってはいる。しかし、それでも我々に会ってくださるのです。それは善意だと解釈しています。

そして、仲介に入っている不動産業者もみずから仲介料とかではなく、善意でもって交渉してくれているのです。全て善意の方々がそれに加わっています。

しかし、法令を遵守しますと、条例でも、法律でも進出する企業を抑えることができませんので、善意でもって、誠意でもってお願いをしているところ、

⑦



新里 治利 議員

コザモータースポーツフェスティバルについて

- ① 去る十一月三日に催された第一回コザモータースポーツフェスティバルの来場者数について伺う。
- ② どのくらいの県内モータースポーツ関係団体が参加し、かかわったか。
- ③ イベントの関係者からの評価はいかがか。
- ④ 調査検討事業の一環として本イベントが実施されたが、どのような調査が行われたか、来場者アンケートの結果等を含めて伺う。
- ⑤ 今回のイベントの反省点と課題について伺う。
- ⑥ 次年度の開催は予定しているか。

企画部長

① 目標としていた来場者数一万五千人を上回る一万七千人の来場があり、多くの皆様にモータースポーツの魅力が伝えることができたと同時に、モータースポーツ振興への取り組みに対して多くの理解を得ることができたものと考えています。

② 本イベントの実施に当たり、県内モータースポーツ関係者で組織する関係団体連絡会議を設置し、県内十六団体から御協力をいただき、一緒になって本イベントを企画し、実施しました。また、四輪自動車メーカー七社、二輪自動車メーカー四社、沖縄警察署、日本自動車連盟沖縄支部、その他多くの自動車関連企業等の御協力もいただきました。

③ これだけ多くのモータースポーツ競技が一堂に会し、多くのプロ選手による一流の技術を間近で見ることができ、さらには競技だけではなく、車両展示を初め、体験会、交通安全普及啓発など、さまざまなコンテンツが凝縮されたイベントは、これまで県内では類を見ないイベントであったなど、ありがたいお言葉をたくさん

いただきました。

④ 本イベントはサーキット建設に向けた調査検討の一環としてモータースポーツに対する理解を高めるとともに、モータースポーツ振興による地域活性化を広く発信し、本市が推進するサーキット建設に向けた機運を高めることを目的に実施しました。

調査内容としては、まず沖縄市で初めて開催するモータースポーツイベントについて、どれだけの人が興味を示し、会場に足を運んでいただけののかということを定量的にはかるとともに、来場者に対してアンケート調査を行い、本市が推進するサーキット建設に対する意見を聴取しました。

アンケート調査の主な結果として、まず「本イベントでモータースポーツの魅力を感じることでできたか」という質問に対して、九七%の方が「魅力を感じた」と答え、さらに七六%の方が「モータースポーツに対するイメージがプラスに変わった」と御回答をいただきました。

また、「モータースポーツは新たな観光、または地域活性化の一つになり得るか」という質問に対しては、九六%の方が「十分可能性がある」、または「可能性がある」と答え、アンケートに答えていただいた方全員が、「サーキット建設に向けて、今後もこうしたモータースポーツの普及促進への取り組みが必要である」と御回答をいただきました。

そして、「モータースポーツを行う場としてのサーキットは必要だと思うか」という質問に対しては、九八%の方が「ぜひ必要」「あったらいいと思う」との御回答をいただきました。

本イベントの来場者実績並びにアンケート調査結果からも、今回のイベントは関係者のみならず、御来場いただいた皆様にも評価いただけたものと考えています。

⑤ 一番大きな反省点として駐車場の件があります。今回、多くの来場者を見込み、コザ運動公園内サブグラウンドを臨時駐車場として開放しましたが、それでも想定を上回る来場者により駐車場が不足し、そのために周辺道路の渋滞を招き、周辺住民の皆様や、せつかく会場近く

までお越しいただいた方に大変御迷惑をおかけしました。

また、今回のイベントについては、短期間での計画実施となったことから、準備期間が少なく、十分な告知ができなかったこと、さらには今回、会場の都合で文化の日、祝日の開催となりましたが、やはり通常の休日に開催してほしかったという声が多かったことから今後、検討すべき課題であると考えています。

⑥ 来場者アンケート調査では、九九%の方から来年もぜひイベントを続けてほしいとの御回答をいただいております。本イベントについても継続して実施し、モータースポーツの振興とあわせて取り組みたいと考えています。



阿多利 修 議員

新図書館について

- ① 工事開始はいつごろになる予定か。
- ② オープンはいつごろになる予定か。
- ③ 新図書館の規模、蔵書冊数、種類について伺う。
- ④ 子供用スペースを確保することのだが、面積と防音対策について伺う。
- ⑤ カメラレコード等、本を管理する最新のシステムを導入してはどうか。
- ⑥ 東日本大震災のときに図書館の被害が大きかったと聞か、災害対策はどのように考えているか。

教育委員会教育部参事

① 現在、新図書館の実施設計を行っているところで、完了が平成二十八年二月末の予定となっております。その後、工事の契約について議会の御承認をいただき、平成二十八年六月ごろの工事着手を予定しています。

② 平成二十八年度末オープンを目指しています。

③ 現図書館の蔵書数は約十八万五千八百冊です。

ですが、オープン時には約二十五万冊を目指します。種類別の割合につきましては、一般図書が全体の四三%、中高生向け三%、児童図書二六%、研究資料・情報関係三%、郷土・地域資料一五%、移動図書館一〇%となっております。

④ 児童用スペースの面積についてですが、現図書館の二百九十三・六平方メートルから八百九十九平方メートルと、約二・八倍の広さとなります。また、ゆったりとした面積を確保することで、子供たちが読書の楽しさに気づき、みずから進んで本を読みたくなるような空間構成ができるものと考えております。

ここには、遮音効果を持たせたお話の部屋を設け、児童用ゾーン全体も隣接する雑誌閲覧ゾーンとの間は、一部ガラス壁などで仕切り、残る三方も壁面で音の影響の少ない工夫をしていきたいと考えています。

⑤ 現在、図書館ではバーコード方式で図書資料の管理をしています。

新図書館整備においては、新たなシステムを導入し、貸し出しサービスの自動化、蔵書管理の簡略化や図書資料のセキュリティ対応に努めることとしています。

先日、議員より提供いただきましたカメラレコードについても比較検討し、ぜひ今後の新図書館のシステム導入へ生かしたいと考えています。

⑥ 書棚の防災対策につきましては、とりわけ過去の震災被害などから、図書館の地震対策は大変重要なことだと認識しています。

今回の新図書館整備において、沖縄市でも図書館利用者、図書館員が安全で快適に過ごせるよう、書架の転倒防止や図書の落下防止などに対し、有効な装置を検討しているところです。



伊佐 強 議員

中央公園線について

① 中央公園線は、国道三三〇号から入ると、し

ばらばらは植樹帯が続いていたが、現在、木は全て伐採されている。
植樹帯の計画はあるか。
また、歩道を歩く方々からは、植樹帯がなくなり子供が飛び出しやすくなったと危惧する声もあるため、ガードレールや柵を設置する予定はあるか何う。

② 沖縄こどもの国側でも歩道が狭くなっているところがあり、ベビーカーや車椅子が対面では通りづらと思う。こどもの国側の擁壁を壊しても歩道の幅を広げる考えはあるか。
③ 国道三三〇号から入ると、下りの緩やかなカーブで見晴らしがよく、スピードを出す方が多い。以前からこの場所は植樹帯が防護柵となつて家まで車が突っ込まなかったところがあるが三力所くらいあるので、スピードを緩めるためにゼブラ帯やドットライン等を設置できないか。

建設部長

① 現在、市道中央公園線では、市民及び観光客等の回遊性の向上を目的とし、既存歩道空間において歩道のカラー舗装や植樹帯の改善等の整備を行っています。当該路線の既存歩道幅員は、植樹帯等の影響で狭いところで一・五メートル未満となっており、車椅子やベビーカーにとっては不慣れたため、植樹帯を撤去し、誰もが安全で安心して歩行できる歩行空間づくりに取り組んでいるところです。

また、植樹帯を撤去することで子供たちの飛び出し等の危険があることから、自治会と調整を行いながら、島袋小学校周辺箇所に横断防止を兼ねた車両用防護柵を設置していきたいと考えています。

② 沖縄こどもの国公園側の歩道の拡幅整備については、今後、こどもの国公園の一部を歩道空間として活用できるかを含め、関係課等と調整していきます。

③ 現在、スピード抑制の対策としてスクールゾーンの路面標示を実施していますが、今後の状況に応じ、より効果のある対策を検討します。



池原 秀明 議員

住民基本台帳事務について

① 自衛隊適齢者名簿の提出について、年齢別の名簿提供者数について伺う。
② 何人に発送されたのか年齢区分ごとに伺う。
③ 市当局の決裁手続が、沖縄市事務決裁規程と整合性がとれているのか。

④ 沖縄市事務決裁規程の別表の共通権限（一）庶務関係の中で、専決事項である情報公開の専決区分は、課長決裁どまりは自己情報の開示等決定となっている。しかし、名簿提供については、情報公開を請求したときには開示決定通知が出されているが、名簿リストは非公開となっている。非公開ならば、部長決裁でできないか。ところが今回、当局は課長どまりということで提示をされたが、まさに事務決裁規程違反ではないかと思っているが、どうか。
⑤ 自衛隊法第九十七条第一項、同施行令第二百一十條に基づいた名簿提供は、沖縄市個人情報保護条例の何条のかかわりで提供したのか。
⑥ 市長の裁量であっても個人情報保護審議会の意見を聞いて判断することになっているが審議会に諮ったか。

⑦ 自衛隊は名簿提供を求めることができるが、提供するに当たっては法令等に定めがある場合、個人情報保護条例第九條第二項第一号に規定されている。そもそも自衛隊法施行令第二百一十條は努力規定なので、法令に値しないと解され、ハンドブックには強制力を有しない規定は提供する側に裁量の余地が残され、法令に定めがあるとは解されないとなっており、法に従ったとは言えないと思うがどうか。
⑧ 個人情報保護条例の目的になじまないのではないかと解されるが、市長の見解を伺う。
⑨ 本条例の第十五條、利用停止を請求する権利を利用するには、改正された条例を適用し、速やかに利用停止、名簿の回収をすることが求められる。

募集を発送した方の回収、またの方は中止、提供した名簿は回収、そしてデータベースは消去する必要があると思つたが、当局の見解を伺う。

市民部長

① 平成元年四月二日から平成十年四月一日までに生まれた男女一万四千三百八十九件で、年齢ごとの人数は、平成元年度対象者千五百七十二件、平成二年度対象者千四百六十件、平成三年度対象者千六百八件、平成四年度対象者千五百七十三件、平成五年度対象者千五百六件、平成六年度対象者千六百四十九件、平成七年度対象者千六百六件、平成八年度対象者千六百八十九件、平成九年度対象者千七百二十六件、合計一万四千三百八十九件です。
② 自衛隊本部によりますと、提供した名簿のうち、二回分は発送したが、まだ残り分があると思つています。年齢区分については、把握していません。
③ 沖縄市事務決裁規程（各職位の専決事項）第六條 市長の権限に属する事務のうち、副市長以下の各職位の専決事項は、別表に定めるそれぞれの決裁区分に属する事項とする。の中の別表二 個別権限の中の市民課部分に基づくこと、（一）住民基本台帳に関することとなり、課長決裁に該当いたします。

④ 今回、情報公開請求による資料の公表請求ではなく、自衛隊法及び同法施行令による依頼文書であるため、沖縄市事務決裁規程における共通権限の中の情報公開部分に基づく決裁区分での判断にはなりません。
⑤ 今年九月に個人情報保護条例は改正されましたが、法令等に定めがある場合に該当するものと理解していません。
⑥ 審議会には諮っていません。
⑦ 今定例会で御指摘があったことについては当初、法的根拠に基づき提供したものと考えますが、慎重さに欠けていたと思慮します。今後は、総務省通達にあるように、住民基本台帳事務の適切な執行について徹底を図り、市民の皆様にご不安を与えないよう閲覧対応に戻すなど、慎重に対応したいと考えています。

市長

⑧ 担当部署においては、自衛隊法第九十七條第一項及び同法施行令第二百一十條の規定に基づいて事務を行っています。住民基本台帳法上の明文の規定がないからといって、特段の問題を生ずるものではないと考え、その上で住民基本台帳法第十一條第一項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当したものと判断し、当事務を行った次第ですが、御指摘の個人情報等を鑑み、配慮が足りなかったのは反省すべき点だと思います。市民の皆様にご不安を与えた等も考慮し、今後はかかるべき諸問機関に諮る、あるいは昨年以前の従来の方法に戻すことも検討しながら、その後、担当部署に指導していきたいと考えています。

市民部長

⑨ 返却については、本人から請求があった場合には応じたいが、今回提出した部分については法令に基づいて提出したと理解していますので、あくまで本人の請求に基づく部分の返却の対応はしたいと思つています。



小渡 良太郎 議員

観光行政について

① リーガルウェディングについて、定義、概要、他府県、他市町村の事例について伺う。
② 本市がリーガルウェディングに取り組みに当たり、課題等があれば伺う。
③ 民間との連携について伺う。

市民部長

① リーガルウェディングには法に基づく結婚という意味があります。ブライダル業界では、海外の訪問先で法的効力のある婚姻手続を行うウェディングを指して使われています。リーガルウェディングは、帰国後に本国にて婚姻届を行う必要はありませんが、独身から既婚への身分変更を行う必

沖縄市議会だより

要があり、挙式先で受け取った婚姻届受理証明書を翻訳して変更を届け出る必要があります。

県内の先進事例の状況として、平成二十六年度は二百七十四件のリーガルウェディングがあり、チャペルのある市町村に集中しています。実績の内訳ですが、読谷村が百四件、国頭村が六十四件、恩納村も六十四件、名護市二十三件、糸満市十件、北谷町八件、宜野湾市一件で、自治体のメリットとしては、リーガルウェディングを行うことで家族や友人などとともに小規模団体として来沖し、飲食、宿泊など、観光誘導ができる、地域のイメージが上がるなどが挙げられると思われます。

②自治体への婚姻等の届けは、届けを受けた自治体で受け付けなければならないことが戸籍法で定められています。リーガルウェディングの受け入れは、通常業務とは勝手が違い、外国の法律の知識が必要となることと、外国語で記述された書類の内容も一字一字チェックしなければなりません。挙式当日に婚姻届受理証明書を受け取れるよう、確実な作業が求められるとともに、時間的制限もあります。先進自治体の事例を確認したところ、ブライダル事業者等が挙式三カ月前には新郎新婦に必要書類の提出を求め、その書類を受け入れ自治体で事前チェックし、不備などがあればさらに業者に確認、前例のないケースの場合は法務局に確認するなど、綿密なやりとりが行われるため、リーガルウェディングを受け入れる自治体では、民間業者との連携が求められます。

○経済文化部長

③本市の受け入れ体制が整うことを前提として、ホテルなどの関係機関と連携し、誘致に取り組んでいきたいと考えています。



浜比嘉 勇 議員

平成二十七年施政方針について

①沖縄市より南の米軍基地千ヘクタール余りを

返還するとの日米合意に至った際、キャンプ・キンザーの一部とキャンブ瑞慶覧のスクールパスの駐車場を、本市の黙認耕作地に建設したいと国は計画した。この統合計画は、新たな補給基地ができるということ、沖縄市にとってはデメリットであるが、これをメリットに変えるのが市長の役目であると思う。メリットになる部分をどのように考え、どのような形で国に要求したか。

②施政方針には沖縄ごものをユニークな施設にしよう、サーキットをつくらう、アリーナをつくらうとあるが、防衛省と一審絡むのはアリーナではないかと考えられる。今のところ、国側からの情報として、補助率が七五%という話が聞こえてくる。一万人収容のアリーナをつくるのには最低でも百億円はかかる。本員は考えている。仮に百億円として七五%の補助金だと、二十五億円の財政をアリーナだけにささなければならず厳しいが、大臣がオーケーすれば九〇%まで補助率を上げることができると。市長は、防衛大臣と会い、九〇%補助を確約する交渉はされたか。

○企画部長

①先日、沖縄防衛局長、防衛副大臣から受け入れの要請があり、その際には、市域の約三六%を基地が占めており、まちづくりの大きな制約になっていることから、市の振興発展に資する沖縄市の要望もしっかり対処してほしい旨、お伝えし、多目的アリーナやインターチェンジなどの代表的なものを要請したところです。なお詳細については今後、協議会の中で調整されると考えています。

○市長

②高率補助を求めて、中谷防衛大臣に二回お会いし、文書でも、そして口頭でも強くお願いしているところです。

平成 26 年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について



平成 26 年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について、9 月定例会で 10 人の委員で構成される決算審査特別委員会が設置され、慎重に審査が行われました。委員会の審査経過及び結果について 12 月定例会本会議で小渡良太郎委員長より報告がなされ、平成 26 年度沖縄市一般会計歳入歳出決算は認定されました。

決算審査特別委員会（10 名）

委員長	小渡良太郎	副委員長	桑江直哉		
委員	糸数昌弘	島田茂	喜友名朝彦	諸見里宏美	
	稲嶺隆之	阿多利修	前宮美津子	栄野比和光	

沖縄市議会だより

賛否が分かれた議案等の議決結果

議案番号	件名	議決結果	会派躍進					護憲フォーラム				市民クラブ・新風会				公明党			一志会			日本共産党		和の会							
			小浜	糸数	島田	普久原	新屋	金城	喜友名	浜比嘉	新垣	伊佐	桑江	諸見里	高江洲	喜納	稲嶺	屋富祖	森山	島袋	与那嶺	藤山	高橋	阿多利	仲宗根	小渡	新里	池原	千葉	前宮	小谷
議案第114号	沖縄市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例	可決 26:3	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○
議案第117号	沖縄市税条例の一部を改正する条例	可決 24:4	○	○	○	長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	

注1) 第379回定例会において賛否があった意見書・決議・請願について表示しています。注2) 議長は採決に加わりません。
 ○…賛成 ×…反対 -…不在(退席を含む) 欠…欠席

12月定例会

インターネットネットライブ
 放映配信アクセス件数(延べ)

12月3日	1,231
7日	1,806
15日	2,938
16日	2,819
17日	4,066
18日	3,315
21日	3,220

傍聴者数

12月3日	0
12月7日	0
12月15日	12
12月16日	17
12月17日	31
12月18日	22
12月21日	6

行政視察来市状況

月	日	団体名	人数	調査事項	
10	6	神奈川県綾瀬市議会	7	こども防災マップについて 教育振興基本計画について	
	13	香川県議会	17	沖縄市防災研修センターの施設概要について	
	22	東京都練馬区議会	14	中心市街地活性化基本計画について	
	29	愛知県東海市議会	10	こどものまち推進事業について こどもの学力向上施策について	
	30		長野県阿智村議会	13	東部海浜開発について
					沖縄こどもの国について 倉浜衛生施設組合について 知花花織について
11	4	山形県米沢市議会	3	こどものまち宣言について	
	5	茨城県牛久市議会	4	沖縄市出前児童館(キッズデポ)について 沖縄市立郷土博物館について	
	18	愛知県碧南市議会	7	こどものまちアクションプログラムについて	
	16	静岡県富士市議会	5	認知症者の地域見守り活動について	

議会活動(平成27年9月~12月)

10月 3~4日	東海市芸術劇場開館記念式典
18~20日	九州市議会議長会第3回理事会
27日	平成27年度沖縄県市町村振興協会第2回臨時評議員会出席
11月 10~12日	教育福祉委員会行政視察
20日	平成27年度沖縄県市議会議員・職員研修会
24~26日	中城湾港新港地区に関する要請(中部振興会構成員として出席)

平成 27 年 12 月第 379 回定例会 審議結果一覧

提出者	番 号	件 名	議決月日	結 果
市長	議案第 110 号	沖縄市行政不服審査会条例	12月15日	原案可決
”	議案第 111 号	沖縄市情報公開条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 112 号	沖縄市個人情報保護条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 113 号	沖縄市手数料徴収条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 114 号	沖縄市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	”	”
”	議案第 115 号	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	12月7日	”
”	議案第 116 号	沖縄市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 117 号	沖縄市税条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 118 号	沖縄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 119 号	沖縄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	”	”
”	議案第 120 号	平成 27 年度沖縄市一般会計補正予算（第 3 号）	”	”
”	議案第 121 号	平成 27 年度沖縄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	”	”
”	議案第 122 号	平成 27 年度沖縄市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	”	”
”	議案第 123 号	平成 27 年度沖縄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	”	”
”	議案第 124 号	平成 27 年度沖縄市水道事業会計補正予算（第 1 号）	”	”
”	認定第 8 号	平成 26 年度沖縄市一般会計歳入歳出決算認定について	12月15日	認 定
”	認定第 9 号	平成 26 年度沖縄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”
”	認定第 10 号	平成 26 年度沖縄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”
”	認定第 11 号	平成 26 年度沖縄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”
”	認定第 12 号	平成 26 年度沖縄市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”
”	認定第 13 号	平成 26 年度沖縄市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	”	”
”	認定第 14 号	平成 26 年度沖縄市水道事業会計決算認定について	”	”
”	報告第 65 号	専決処分の報告について	12月7日	報 告
監査委員	報告第 66～69 号	例月出納検査報告書	12月21日	”
議長	報告第 70 号	諸般の報告	”	”